

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)2月21日

提出者 町田市長職務代理者
町田市副市長 榎本悦次

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

別表（第2条関係）

名称	金額
略	略
9 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項、94の項、96の項、97の項、99の項、100の項、102の項及び	

改正前

別表（第2条関係）

名称	金額
略	略
9 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から103の項まで及び備考1において同じ。）であるとき。）	<p>ア 住戸ごとの申請の場合</p> <p>(1) 申請戸数が1戸のもの 1件につき <u>4,700円</u></p> <p>(2) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき <u>9,400円</u></p> <p>(3) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき <u>16,000円</u></p> <p>(4) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき <u>27,000円</u></p> <p>(5) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき <u>45,000円</u></p> <p>(6) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき <u>82,000円</u></p> <p>(7) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 1</p>

<p>103の項において同じ。)であるとき。)</p>	<p>ア 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下この項、96の項、99の項、102の項及び備考1において<u>同じ。</u>)</p> <p>(1)～(9)略</p> <p>イ <u>共用部分</u>(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項、96の項、99の項、102の項及び備考1において<u>同じ。</u>)</p> <p>(1)～(7)略</p> <p>ウ <u>非住宅の部分</u>(住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。96の項、99の項、102の項及び備考1において<u>同じ。</u>)</p> <p>(1)～(7)略</p>		<p>件につき <u>131,000円</u></p> <p>(8)一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの <u>1件につき 170,000円</u></p> <p>(9)一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの <u>1件につき 185,000円</u></p> <p>イ <u>一の建築物の申請の場合</u>(住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下この項、96の項、99の項、102の項及び備考1において<u>同じ。</u>))</p> <p>(1)～(9)略</p> <p>ウ <u>一の建築物の申請の場合</u>(共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項、96の項、99の項、102の項及び備考1において<u>同じ。</u>))</p> <p>(1)～(7)略</p> <p>エ <u>一の建築物の申請の場合</u>(非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。96の項、99の項、102の項及び備考1において<u>同じ。</u>))</p> <p>(1)～(7)略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>95 都市の低炭</p>	<p>ア <u>誘導仕様基準</u>(建築物エネルギー消費性能</p>	<p>95 都市の低炭</p>	<p><u>1件につき 35,000円</u></p>

<p>素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p>	<p><u>基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。103の3の項、107の項、114の項、115の項、備考4及び備考5において「省令」という。)</u>第10条第2号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。)による場合 <u>1件につき 21,000円</u> イ 誘導仕様基準以外による場合 1件につき <u>35,000円</u></p>	<p>素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p>	
<p>9.6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が共同住宅等であると</p>		<p>9.6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が共同住宅等であると</p>	<p>ア 住戸ごとの申請の場合 <u>(1) 申請戸数が1戸のもの 1件につき 35,000円</u> <u>(2) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 69,000円</u> <u>(3) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 97,000円</u> <u>(4) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 137,000円</u> <u>(5) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸</u></p>

き。)

ア 住戸の部分

(1) 誘導仕様基準による場合

(ア) 建築物の総戸数が1戸のもの 1件
につき 21,000円

(イ) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下
のもの 1件につき 39,000円

(ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以
下のもの 1件につき 56,000

円

(エ) 建築物の総戸数が11戸以上25戸
以下のもの 1件につき 80,00
0円

き。)

数が26戸以上50戸以下のもの 1件に
つき 197,000円

(6) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が51戸以上100戸以下のもの 1件
につき 283,000円

(7) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が101戸以上200戸以下のもの 1
件につき 385,000円

(8) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が201戸以上300戸以下のもの 1
件につき 508,000円

(9) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が301戸以上のもの 1件につき 6
00,000円

イ 一の建築物の申請の場合 (住戸の部分)

(オ) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 120,000円

(カ) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 182,000円

(キ) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 261,000円

(ク) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 340,000円

(ケ) 建築物の総戸数が301戸以上のもの 1件につき 390,000円

(2) 誘導仕様基準以外による場合

(ア) 建築物の総戸数が1戸のもの 1件につき 35,000円

(イ) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 69,000円

(ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 97,000円

(エ) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 137,000円

(オ) 建築物の総戸数が26戸以上50戸

(1) 建築物の総戸数が1戸のもの 1件につき 35,000円

(2) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 69,000円

(3) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 97,000円

(4) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 137,000円

(5) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下

	<p>以下のもの 1件につき 197,000円</p> <p><u>(カ)</u> 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 283,000円</p> <p><u>(キ)</u> 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 385,000円</p> <p><u>(ク)</u> 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 508,000円</p> <p><u>(ケ)</u> 建築物の総戸数が301戸以上のもの 1件につき 600,000円</p> <p><u>イ 共用部分</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>ウ 非住宅の部分</u></p> <p>(1)～(7) 略</p>		<p>のもの 1件につき 197,000円</p> <p><u>(6)</u> 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 283,000円</p> <p><u>(7)</u> 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 385,000円</p> <p><u>(8)</u> 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 508,000円</p> <p><u>(9)</u> 建築物の総戸数が301戸以上のもの 1件につき 600,000円</p> <p><u>ウ 一の建築物の申請の場合(共用廊下等の部分)</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>エ 一の建築物の申請の場合(非住宅の部分)</u></p> <p>(1)～(7) 略</p>
略	略	略	略
<p>99 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計</p>		<p>99 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計</p>	<p><u>ア 住戸ごとの申請の場合</u></p> <p><u>(1)</u> 申請戸数が1戸のもの 1件につき 3,300円</p> <p><u>(2)</u> 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 6,600円</p>

画に関する変更
認定申請手数料
(適合性が確認
されている場合
において、当該建
築物が共同住宅
等であるとき。)

ア 住戸の部分

(1) ~ (9) 略

イ 共用部分

(1) ~ (7) 略

画に関する変更
認定申請手数料
(適合性が確認
されている場合
において、当該建
築物が共同住宅
等であるとき。)

(3) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が6戸以上10戸以下のもの 1件につ
き 11,000円

(4) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が11戸以上25戸以下のもの 1件に
つき 19,000円

(5) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が26戸以上50戸以下のもの 1件に
つき 32,000円

(6) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が51戸以上100戸以下のもの 1件
につき 58,000円

(7) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が101戸以上200戸以下のもの 1
件につき 93,000円

(8) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が201戸以上300戸以下のもの 1
件につき 122,000円

(9) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸
数が301戸以上のもの 1件につき 1
34,000円

イ 一の建築物の申請の場合 (住戸の部分)

(1) ~ (9) 略

ウ 一の建築物の申請の場合 (共用廊下等の部
分)

(1) ~ (7) 略

	ウ 非住宅の部分 (1)～(7)略
略	略
101 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)	<p>ア 誘導仕様基準による場合 1件につき <u>15,000円</u></p> <p>イ 誘導仕様基準以外による場合 1件につき <u>18,000円</u></p>
102 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料	

	エ 一の建築物の申請の場合(非住宅の部分) (1)～(7)略
略	略
101 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)	<u>1件につき 18,000円</u>
102 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料	<p>ア 住戸ごとの申請の場合</p> <p>(1) 申請戸数が1戸のもの 1件につき <u>18,000円</u></p> <p>(2) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき <u>37,000円</u></p> <p>(3) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につ</p>

料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が共同住宅等であるとき。）

ア 住戸の部分

(1) 誘導仕様基準による場合

- (ア) 建築物の総戸数が1戸のもの 1件につき 15,000円
- (イ) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 27,000円
- (ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以

料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が共同住宅等であるとき。）

き 52,000円

(4) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 74,000円

(5) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 108,000円

(6) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 159,000円

(7) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 221,000円

(8) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 291,000円

(9) 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの 1件につき 342,000円

イ 一の建築物の申請の場合（住戸の部分）

下のもの 1件につき 40,000円

(エ) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 56,000円

(オ) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 85,000円

(カ) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 128,000円

(キ) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 184,000円

(ク) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 241,000円

(ケ) 建築物の総戸数が301戸以上のもの 1件につき 278,000円

(2) 誘導仕様基準以外による場合

(ア) 建築物の総戸数が1戸のもの 1件につき 18,000円

(イ) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 37,000円

(ウ) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 52,000円

(1) 建築物の総戸数が1戸のもの 1件につき 18,000円

(2) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 37,000円

(3) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 52,000円

	<p>円</p> <p><u>(エ)</u> 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 74,000円</p> <p><u>(オ)</u> 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 108,000円</p> <p><u>(カ)</u> 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 159,000円</p> <p><u>(キ)</u> 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 221,000円</p> <p><u>(ク)</u> 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 291,000円</p> <p><u>(ケ)</u> 建築物の総戸数が301戸以上のもの 1件につき 342,000円</p> <p><u>イ 共用部分</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>ウ 非住宅の部分</u></p> <p>(1)～(7) 略</p>		<p><u>(4)</u> 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 74,000円</p> <p><u>(5)</u> 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 108,000円</p> <p><u>(6)</u> 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 159,000円</p> <p><u>(7)</u> 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 221,000円</p> <p><u>(8)</u> 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 291,000円</p> <p><u>(9)</u> 建築物の総戸数が301戸以上のもの 1件につき 342,000円</p> <p><u>ウ 一の建築物の申請の場合 (共用廊下等の部分)</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>エ 一の建築物の申請の場合 (非住宅の部分)</u></p> <p>(1)～(7) 略</p>
略	略	略	略
103の3 建築	1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分	103の3 建築	1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分

<p>物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料(非住宅部分の用途が工場等のみでない場合)</p>	<p>に応じ、次に掲げる額 ア モデル建物法(省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項及び107の項において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。103の5の項、115の項及び115の3の項において同じ。)による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(6)略 イ 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>105 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、次に掲げる額</p>

<p>物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料(非住宅部分の用途が工場等のみでない場合)</p>	<p>に応じ、次に掲げる額 ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下107の項、114の項、115の項、備考5及び備考6において「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項及び107の項において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。103の5の項、115の項及び115の3の項において同じ。)による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(6)略 イ 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>105 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請</p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,700円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平</p>

<p>手数料(適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p><u>ア</u> 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(4)略</p> <p><u>イ</u> 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(7)略</p>	<p>手数料(適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p><u>方</u>メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p> <p><u>イ</u> 一の建築物の申請の場合(住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(4)略</p> <p><u>ウ</u> 一の建築物の申請の場合(非住宅部分) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(7)略</p>
<p>106 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て</p>	<p>1件につき <u>次のア及びイに掲げる場合の区分</u>に応じ、次に掲げる額</p> <p><u>ア</u> 誘導仕様基準による場合</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p><u>イ</u> 誘導仕様基準以外による場合</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,400円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,400円</p>	<p>106 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て</p>	<p>1件につき <u>当該住宅の床面積の合計</u>に応じ、次に掲げる額</p> <p><u>ア</u> 200平方メートル未満のもの 34,400円</p> <p><u>イ</u> 200平方メートル以上のもの 38,400円</p>

<p>住宅であるとき。)</p>	<p>107 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p> <p>1件につき 次のアからウまでに掲げる<u>部分の</u>区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア <u>住宅部分</u> 次の(1)及び(2)に掲げる<u>場合の区分</u>に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>誘導仕様基準による場合</u></p> <p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> 38,000円</p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 66,000円</p> <p>(ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 118,000円</p> <p>(エ) <u>5,000平方メートル以上のもの</u></p>
<p>住宅であるとき。)</p>	<p>107 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p> <p>1件につき 次のアからエまでに掲げる<u>場合の</u>区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア <u>住戸ごとの申請の場合</u> 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>300平方メートル未満のもの</u> 69,100円</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 116,000円</p> <p>(3) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 196,000円</p> <p>(4) <u>5,000平方メートル以上のもの</u> 281,000円</p> <p>イ <u>一の建築物の申請の場合(住宅部分)</u> 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p>

179,000円

(2) 誘導仕様基準以外による場合

(ア) 300平方メートル未満のもの 69,100円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 281,000円

イ 非住宅部分(モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。)による場合に限る。) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1)～(7)略

ウ 非住宅部分(標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価

(1) 300平方メートル未満のもの 69,100円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円

(4) 5,000平方メートル以上のもの 281,000円

ウ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分についてモデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。)による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1)～(7)略

エ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分について標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内

	<p>する方法をいう。111の項において同じ。)による場合に限る。) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(7)略</p>		<p>周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。)による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(7)略</p>
略	略	略	略
<p>109 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料(適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる部分の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>イ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(7)略</p>	<p>109 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料(適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(2)300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(3)2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円</p> <p>(4)5,000平方メートル以上のもの 57,000円</p> <p>イ 一の建築物の申請の場合(住宅部分) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>ウ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(7)略</p>
<p>110 建築物の</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分</p>	<p>110 建築物の</p>	<p>1件につき 当該住宅の床面積の合計に応じ、</p>

<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p>	<p>に応じ、次に掲げる額</p> <p><u>ア 誘導仕様基準による場合</u></p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 14,000円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 15,000円</p> <p><u>イ 誘導仕様基準以外による場合</u></p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 24,200円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 27,000円</p>	<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p>	<p>次に掲げる額</p> <p><u>ア 200平方メートル未満のもの 24,200円</u></p> <p><u>イ 200平方メートル以上のもの 27,000円</u></p>
<p>111 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料(適合性が確認されて</p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる部分の区分に応じ、次に掲げる額</p>	<p>111 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料(適合性が確認されて</p>	<p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p><u>ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 48,500円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 19</p>

いる場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)

ア 住宅部分 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額

(1) 誘導仕様基準による場合

(ア) 300平方メートル未満のもの 2

6,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のもの 46,00

0円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,0

00平方メートル未満のもの 83,

000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの

125,000円

(2) 誘導仕様基準以外による場合

(ア) 300平方メートル未満のもの 4

8,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のもの 81,00

0円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,0

00平方メートル未満のもの 13

8,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの

197,000円

イ 非住宅部分 (モデル建物法による場合に限

いる場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)

7,000円

イ 一の建築物の申請の場合(住宅部分) 当該

部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの 48,5

00円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メ

ートル未満のもの 81,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平

方メートル未満のもの 138,000円

(4) 5,000平方メートル以上のもの 19

7,000円

ウ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分につ

	<p>る。) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(7)略 ウ <u>非住宅部分</u> (標準入力法等による場合に限る。) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(7)略</p>
略	略
<p>1 1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア <u>性能基準</u> (省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。) による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)・(2)略 イ <u>モデル住宅法</u> (省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。) による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)・(2)略 ウ <u>仕様基準</u> (省令第1条第1項第2号イ(3)に規定する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(3)に規定する国土交通大臣が定める基準をいう。115の項及び備考において同じ。) <u>又は誘導仕様基準</u> による場合 当該住宅</p>

	<p>いてモデル建物法による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(7)略 エ <u>一の建築物の申請の場合</u> (非住宅部分について標準入力法等による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(7)略</p>
略	略
<p>1 1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア <u>性能基準</u> (省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。) による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)・(2)略 イ <u>モデル住宅法</u> (省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。) による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)・(2)略 ウ <u>仕様基準</u> (省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。115の項及び備考において同じ。) による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p>

	の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)・(2)略
1 1 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)	1件につき 次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア 住宅部分について性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。備考において同じ。)による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(4)略 イ 住宅部分についてフロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。備考において同じ。)による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(4)略 ウ 住宅部分について仕様基準又は誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(4)略 エ・オ 略
略	略

備考

- 1 93の項及び96の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は99の項及び102の項に掲げる低炭素建築物新築

	(1)・(2)略
1 1 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)	1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア 住宅部分について性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。備考において同じ。)による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(4)略 イ 住宅部分についてフロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。備考において同じ。)による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(4)略 ウ 住宅部分について仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1)～(4)略 エ・オ 略
略	略

備考

- 1 92の項から103の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

等計画変更認定申請手数料の額は、住戸の部分の額に共用部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は非住宅の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

12 略

について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等を除く場合は、当該部分の額は加算しない。

2 9 2の項から103の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時に行う場合における手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

12 略

13 略

14 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

1 3 向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準以外による場合に限る。)又は1 1 5の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 4 向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)又は1 1 5の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

1 5 1 1 3の項及び1 1 5の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

1 6 略

1 7 略

1 5 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時に行う場合における手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

1 6 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合における手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

1 7 向上計画認定申請手数料等又は1 1 5の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 8 1 1 5の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

1 9 1 1 2の項から1 1 5の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

2 0 略

2 1 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）別記様式第7を用いて行われる変更の認定の申請に係る手数料は、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）別記様式第35を用いて行われる変更の認定の申請に係る手数料は、なお従前の例による。